

《マイナンバーカード・健康保険証の加算について》

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めており

- ・オンライン資格確認 及び
- ・患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

診療報酬算定要件に従い、2024年6/1から下記の通り算定いたします。

診察	加算名称	点数
初診	医療情報取得加算 1 (マイナカードを使用しない場合)	3点
	医療情報取得加算 2 (マイナカードを使用する場合)	1点
再診 (3ヵ月に1回)	医療情報取得加算 3 (マイナカードを使用しない場合)	2点
	医療情報取得加算 4 (マイナカードを使用する場合)	1点